

あなたを守る予防接種

- 1 風しんの予防接種助成事業
- 2 風しんの追加的対策
- 3 高齢者肺炎球菌予防接種



▷問い合わせ 健康づくり係
(☎223局3533)

芦屋町では、予防接種法などにに基づき、さまざまな予防接種事業を行っています。今回は、**1** 風しんの予防接種助成事業、**2** 風しんの追加的対策、**3** 高齢者肺炎球菌予防接種の話をしていきます。

2 風しんの追加的対策

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性は、今までに風しんの定期予防接種の機会がなく、抗体保有率もほかの年代に比べて低いことから、抗体検査と予防接種を行います。

【手続きの手順】

- 1 医療機関に予約し、風しん抗体検査(無料)を受ける。
 - 2 抗体価が低い人が予防接種(無料)を受ける。
- ※予防接種の際には、抗体検査の結果を提出することが必要です。

なお、対象者の多くが働く世代の男性であることから、特定健診や事業所健診でも抗体検査を実施できる体制になっています。

※抗体検査と予防接種の際は、必ずクーポン券を持参してください。

【クーポン券発行と昨年度発行のクーポン券期限延長】

▶対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

生年月日	内 容
37年4月2日 ～ 47年4月1日	令和元年度にクーポン券発行をしていない人に、4月上旬に抗体検査と予防接種のクーポン券を送ります。
37年4月2日 ～ 54年4月1日	令和元年度発行のクーポン券(有効期限:令和2年3月31日)は、有効期限が延長され、令和3年3月31日まで使用できるようになりました。該当クーポン券を持っている人はそのまま使用してください。

- ▶クーポン使用有効期限 令和3年3月31日(日)まで
- ▶料金 抗体検査、予防接種ともに無料

1 風しんの予防接種助成事業

妊娠中の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが耳・目・心臓などに障がいを持つ先天性風しん症候群という病気にかかることがあります。これを予防するために、風しんの予防接種を行う助成事業です。

【手続きの手順】

- 1 医療機関で県事業の風しん抗体検査を受ける。
- 2 抗体検査の結果を健康・こども課に持って行き、予診票の発行を受ける。
- 3 予診票を持って、医療機関で予防接種する。

▶対象者 風しんの抗体価が低いことが判明した①妊娠希望者(妊婦は除く)、②妊娠希望者や妊婦の配偶者(パートナー)・同居者

※ただし、②の対象者で妊婦や妊娠希望者の抗体価が高い人は対象外です。

▶実施期間 令和3年3月31日(日)まで

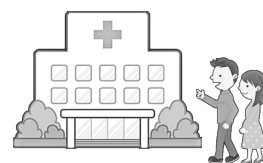
▶接種料金 3000円(課税世帯)

※生活保護受給者と町民税非課税世帯(家族全員が非課税)の人は無料です。

クーポン券を使って
気軽に検査・接種を
しましょう。



生まれてくる
赤ちゃんに
健康をプレゼント





外国人の人権

近年、日本に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、令和元年の外国人入国者数は、前年に比べ3.6%増加し、約3119万人と過去最高となりました。国際化に伴い、外国人入国者への配慮の一つとして、各公共交通機関の表示物の多言語対応などがあります。こうした外国人への配慮が増える一方で、言語や文化・習慣の違いから外国人をめぐる人権問題は後を絶ちません。

外国人をめぐる人権問題として地域生活などでは、アパートやマンションへの入居を拒否する事案や、ビジネスホテルの宿泊拒否、理容サービスの提供の拒否などがあります。そのほかにも、外国人であることを理由に労働に対する賃金が安く、就労の形態や条件が差別され、学校では言語や文化・習慣の違いからいじめられている子どもがいます。このような人権問題が発生する背景には、異なる文化や習慣を受け入れられないことや、外国人に対する偏見や誤解などが要因となっています。

また、近年特定の民族や外国人を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。発言の中には、一部の外国人を地域社会から排除することを扇動するものもあります。こうした発言は、外国人の心を深く傷つけるとともに、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、その周りの人々に差別意識を生じさせることにもなりかねません。

今後、日本国内で外国人と接する機会は増えていきます。言語、文化・習慣などの違いから外国人を拒否するのではなく、外国人の立場を認め、価値観や習慣を理解し、尊重していくことが大切です。そのためにも、同じ職場や学校、地域で暮らす外国人を仲間として、共生する社会を築いていきましょう。誰もがみんな、人間らしく生き、幸せに暮らす権利をもっています。互いに理解し認め合うことで、外国人にも日本人にも住みよい社会を実現していきましょう。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)

3 高齢者肺炎球菌予防接種

令和2年度は、下記の人が高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部公費負担の対象です。今までに一度も接種していない人は、医療機関に予約して予防接種を受けましょう。

※接種の際は薄緑色のハガキ（対象者に3月末に送付しています）を必ず持参してください。

▶対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日～10年4月1日生

60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障害者手帳1級相当）があり、医師が接種を必要と認めた人。

※ただし、上記の対象者でも、肺炎球菌ワクチンを過去に接種したことがある人は対象外です。

▶実施期間 令和3年3月31日(日)まで

▶接種料金 2500円（課税世帯）

※生活保護受給者と町民税非課税世帯（家族全員が非課税）の人は無料です。

●無料で予防接種を受ける人は予防接種前に下記の書類を医療機関に提示してください。

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ②介護保険負担限度額認定証
- ③介護保険特定負担限度額認定証
- ④介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3）
- ⑤診療依頼書

※無料対象者で、上記の書類がない人は、予防接種前に健康づくり係で手続きが必要です。身分証明書（運転免許や保険証）を持って、健康づくり係で手続きを行ってください。

※対象者と世帯が異なる（住民票が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理申請をする場合は、委任状が必要になります。